

19 不当なメールの送信

消費者が電気通信回線による広告宣伝を受けたくないと意思表示をしたのに、またはその意思を示す機会を与えないで、一方的に反復して送信して、契約の締結を勧誘したり、契約を締結させること。



20 虚偽記載のそのおかし

消費者をそのおかし、年齢や職業、収入など契約に関する重要事項について、申込書、契約書などに事実と反することを記載させて、契約の締結を勧誘したり、契約を締結させること。



21 資金調達の強要

商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないのに、金融機関からの借入れやその他の信用供与を受けることを執ように勧めて、契約の締結を勧誘したり、契約を締結させること。



2 契約内容に関する行為

契約は事業者と消費者が対等の立場で交わすものですが、実際には事業者が契約の諸条件を定めて、消費者はそれを承諾するか断るかの選択肢しかないために多くのトラブルが起きています。事業者は、信義誠実の原則にしたがって契約内容を定めることが求められ、優位な立場を利用して消費者に不当な不利益を与える行為は許されません。

1 解約の不当な制限

消費者からの契約の申し込みの撤回、契約の解除、取り消しの申し出、契約の無効の主張（以下「契約の申し込みの撤回等」という）について、不当に制限する条項を定めた契約を締結させること。



2 不当な違約金等

契約に関して損害賠償額の予定や違約金、契約の解除に伴う清算金の定めについて、消費者に不当に高額、高率な負担を求める条項を定めた契約を締結させること。



3 不当な免責特約

事業者の債務不履行、債務の履行に伴う不法行為、商品等の欠陥による損害賠償責任の全部または一部を不当に免除する条項や、商品等の欠陥に関する修補責任を一方的に免責させる条項を定めた契約を締結させること。



4 過大な責任負担

クレジットカードや会員証、パスワードなど、商品等の供給を受ける際の資格を証するものが第三者によって不正に使用された場合に、消費者に不当な責任を負担させる条項を定めた契約を締結させること。

